

令和6年3月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	令和6年3月22日(金)午後3時30分	
会議場所	中央公民館 3階 集会室	
出席委員	出席者 教育長 立原秀一 委員 中島雅己 委員 岡田治美 委員 湯原敦子	欠席者 委員 小林和裕
委員以外の出席者	教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、指導室長、中央公民館長、図書館長、給食センター所長、予科練平和記念館長、学校教育課長補佐、学校教育課主任、学校教育課主事	
議題	<p>議案第12号 阿見町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第13号 いきいき学びの町AMI推進本部設置規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第14号 阿見町平和記念式典派遣事業補助金交付要綱を廃止する告示について</p> <p>議案第15号 阿見町私立幼稚園就園補助金交付要綱を廃止する告示について</p> <p>議案第16号 阿見町就学援助規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第17号 阿見町就学援助費事務取扱要項の一部改正について</p> <p>議案第18号 第3次阿見町子ども読書活動推進計画について</p> <p>令和6年3月教育業務報告及び4月教育業務予定</p>	
傍聴者	0名	
議事概要		
教育長	<p>阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより令和6年3月教育委員会定例会を開会します。</p> <p>まず、会議録の確認ですが、2月教育委員会定例会及び3月教育委員会臨時会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。</p>	
委員	異議なし。	
教育長	<p>次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、中島委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは審議事項に入ります。まず議案第12号ですが、議案第13号と関連性がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。</p>	

事務局	<p>○議案第12号 阿見町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>資料1ページをご覧ください。本規則は、教育委員会の権限に属する事務の一部について、町部局の職員に補助執行させることができるというものになります。この春の機構改革により、令和6年4月1日から町長公室行政経営課が新設されます。そのため、補助執行をさせる職員の一覧に同課長を追加するというものです。</p> <p>○議案第13号 いきいき学びの町AMI推進本部設置規則の一部を改正する規則について</p> <p>資料3ページをご覧ください。改正の理由は議案第12号と同様で、規則に町長公室行政経営課を追加するものとなります。</p> <p>説明は以上です。承認をよろしくお願いします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第12号及び議案第13号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第12号及び13号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第12号及び13号については承認されました。次に、議案第14号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第14号阿見町平和記念式典派遣事業補助金交付要綱を廃止する告示について</p> <p>広島市で開催される平和記念式典に派遣する中学生に対しこれまで補助金を交付する事業を行っていましたが、来年度からこの事業を補助事業ではなく、町の委託事業として実施することに伴い、補助金を委託費として計上することになりますので、この補助金交付要綱を廃止するものです。</p> <p>これまで派遣される中学生・随行する教員にかかる費用について補助金を交付していましたが、外部評価の中で、もっと参加しやすくした方が良いのではないかという意見がありました。そこで、参加者から飲食代等としてあらかじめ5,000円程度徴収をしたうえで、それ以外の費用については補助金ではなく委託費として計上し、旅行会社と契約して事業を行うということとしました。</p> <p>平和祈念式典派遣事業自体は継続して実施しますが、費用の出し方が変更になるということです。</p>

教育長	費用は今までよりも多く出るようになるのですか。
事務局	はい。町からの支出は増えますが、参加者個人の支出は大幅に減ることになります。
教育長	参加者の負担は、今までの半分くらいになるのですか。
事務局	はい。おおよそ半分になります。
委員	この事業の仕組みを詳しく教えていただきたいのですが、今までは補助金を学校へ直接交付していたということでしょうか。
事務局	今までは、参加者にかかる費用を何割か負担することで、実際に参加者が支払う金額を安くしていました。例えば、参加費用が全額10万円である場合、参加者の負担を5万円にするというようにしていました。 今後は派遣する事業自体を町の事業として実施します。旅行会社と契約して宿泊先などの手配を行い、参加費として、5,000円程度を徴収するということです。
委員	今までは宿泊先や交通手段などは、全て随行の先生が手配していたということですか。 式典中の宿泊先の手配は、旅行会社を通して行われていたと思います。
委員	基本的な流れはほとんど変わらず、名称だけ変更したということでしょうか。
事務局	名称の変更もそうですが、今まで実施に係る費用の補助としてお金を出していたところを、これからは派遣すること自体を町の事業として実施するように変更したということです。
教育長	町の外部評価の中で、参加者の負担を減らしてはどうかという意見が出て、今までは補助金として支出していたものを町の委託事業という形で実施することになりました。また今後は広島だけではなく、長崎も派遣先の対象となります。
委員	今までは相当な額を参加者が負担していたのですね。
事務局	はい。参加費の1/3を負担していました。個人負担は大体5万円く

	<p>ら이었다かと思ひます。</p>
委員	<p>派遣事業であることを考えると、確かにその額の負担はかなり大きいですね。</p>
教育長	<p>他にご質問はありますか。</p>
委員	<p>派遣人数については、今までと変更はないのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。今まで通り、各中学校2名ずつとなります。</p>
教育長	<p>人数については、県で各市町村の割り当てを決めていましたね。</p>
事務局	<p>はい。県で人数の割り当てを行っていますが、実際に参加した方が全員式典に出ることができるとは限らない状況での募集となつてしまつているのが実情です。</p> <p>全国から広島市に集まってくることとなりますので、宿泊先の確保や、会場の収容人数などについて考えると、今後派遣人数を増やすのは難しいと思ひます。</p>
委員	<p>派遣事業なのであれば、飲食については実費で出してもらつても良いですが、それ以外の旅費は全額負担するくらいでないといけなひのではなひかという気がしますね。</p>
教育長	<p>そうですね。そういうわけで、飲食代や観光の拝観料として、5,000円だけ負担してもらひ、それ以外の交通費などについては町で負担するということになりました。</p> <p>他に質問はござひませんか。</p> <p>ないようでしたら、議案第14号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第14号については承認されました。</p> <p>次に、議案第15号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第15号 阿見町私立幼稚園就園補助金交付要綱を廃止する告示について</p> <p>この議案は令和元年の10月に行われた幼稚園無償化に伴うもので、</p>

	<p>無償化となった時点で要綱を廃止すべきところを、廃止の手続きが取られていなかったため、今回廃止の手続きを行うものです。</p> <p>また、阿見町個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の個人番号の利用の範囲が定められており、そちらにこの要綱による交付に関する事務も含まれております。4月の臨時会でこの個人情報の条例が改正されたことに伴い、要綱を廃止します。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第15号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>この間補助金の交付はされていなかったのでしょうか</p>
事務局	<p>はい。幼稚園無償化以降は、この要綱は全く使われていません。</p>
教育長	<p>他に質問等ありますでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、議案第15号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第15号については承認されました。</p> <p>次に、議案第16号について、事務局より説明をお願いします</p>
事務局	<p>議案第16号ですが、議案第17号と関連性がありますので、まとめて説明いたします。</p> <p>○議案第16号 阿見町就学援助規則の一部を改正する規則について ○議案第17号 阿見町就学援助費事務取扱要項の一部改正について</p> <p>今回の改正は、就学援助費の準要保護の認定基準を緩和するものです。これまでは世帯収入の合計額と基準額の比較により支給の判定を行っていましたが、今後は世帯の所得合計額と基準額との比較により判定を行うものです。</p> <p>このことについては、要項の第3条に記載されていますが、資料の新旧対照表をご覧くださいとわかりやすいかと思えます。</p> <p>また、認定基準の改正に合わせ、文言の整理と、規則と要項で規定すべきものの整理も行っております。</p> <p>まず、「阿見町就学援助費事務取扱要項」についてですが、就学援助事務を取り扱う際の大切な事項を規定しているものであるため、「綱」ではなく「項」に漢字を修正いたします。</p> <p>次に、「阿見町就学援助規則」では、就学援助費の「交付」としてお</p>

	<p>りましたが、「交付」は用途が特定のものに限定されている場合に使用するものであり、用途が多岐にわたる就学援助金については「支給」の文言が適切であるため、様式を含め修正いたします。</p> <p>要項の第1条・第2条については、規則との紐づけをして分かりやすくしています。</p> <p>また、要項の第2条に生活保護に関する条項が記載されていましたが、規則の第2条と重複するため、要項の第2条は削除いたします。</p> <p>また、町民税ほかに一般税事項については文言及び番号を修正しております。</p> <p>最後に、認定期間については要項の第6条にて規定していましたが、重要な規定であるため、規則第7条の4項・5項に移記しております。</p> <p>説明は以上です。認定をよろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第16号・17条の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
教育長	<p>私から一つ質問です。</p> <p>今まで収入合計額が基準額より多く、認定されなかった事例が何件かありましたが、今回の規則・要項の改正によって認定される世帯が増えることになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。基準が下がるので、確実に増えることとなります。</p>
教育長	<p>今回の改正で基準が緩和されることによって、認定を受けやすくなるということですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>認定の基準は市町村によって違うのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。今回の改正のように、所得合計額で判定している市町村と、収入合計額で判定している市町村があります。</p> <p>認定基準は市町村の規則で決まっているものなので、基準となる所得の金額にも多少違いがあるかもしれません。</p> <p>阿見町の場合は、認定基準額については変更しませんが、比較対象を収入合計額から所得合計額にしたことにより、収入から必要経費を差し引いた額での比較となり、今までより金額が低くなるので、認定を受けやすくなるということです。</p> <p>他市町村から転入してきた世帯に対し、今までの方法で判定を行った際に、元の市町村で準要保護の認定を受けていたにもかかわらず、町の</p>

	<p>審査で支給対象から外れてしまったという事例が何件かあったため、そこは引き続き認定するべきだろうということで、今回の改正に至りました。</p>
教育長	<p>他に質問がないようでしたら、議案第16号および17号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第16号及び17号については承認されました。次に、議案第18号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第18号 第3次阿見町子ども読書活動推進計画について お手元の資料の中で、別冊となっているものをご覧ください。</p> <p>「阿見町子ども読書活動推進計画」は、国の「子ども読書活動の推進に関する法律」（第9条第2項）や茨城県が策定した「いばらき子ども読書活動推進計画」に基づき、阿見町における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取り組みを示し、具体化することや子どもが読書の楽しさに気づくきっかけをつくり、さらに子どもが自ら進んで本を読みたくなるような読書環境の整備を家庭、地域、学校、公共施設等、社会全体で支援する仕組みを総合的・計画的に推進することを目的に策定しました。</p> <p>計画の基本方針は、「子どもが自主的に読書活動に親しむ機会の推進」「読書活動に関する理解と関心を高める取り組みの推進」「地域ぐるみの読書活動の推進」の3点とし、これを推進していくためのものとして、基本方針に連なる8つの施策を確立いたしました。</p> <p>また、施策に連なる具体的な取り組みを定め、これを実施することで計画を推進していきます。</p> <p>これらの施策に対する取り組みについては、資料22ページから記載していますとおり、それぞれ目標値を設け、PDCAサイクルを実施することで、毎年進捗状況のチェック・講評を行っていきます。</p> <p>説明は以上です。よろしくをお願いします</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第18号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>現在、本を読む環境として、タブレットを使用したり、音声で聞いたりと様々なものがあると思うのですが、そういったものも含めて、どう</p>

事務局	<p>いった活動をしていくことを考えているのか伺いたいです。</p> <p>また、本を読むことに対して、漠然と良いイメージを持っているものの、具体的にはどういった点が良いのかということをおあまり理解していない方が多い気がしています。活動するにあたって、読書の良さをどのように伝えていくかを考えてみるのもいかがでしょうか。</p> <p>デジタル社会に対応した図書館の整備という点については、電子図書館の導入を検討しています。そのほか、若い世代のお母さん方に対して、読書啓発を推進していくことを計画に盛り込んでいます。</p> <p>読書の具体的なメリットを伝えることについては、もう少し踏み込んだ形で実施していければと考えています。</p>
委員	<p>読書の対象として、漫画も含めてよいといった意見もあります。</p> <p>最近では小説のコミカライズもたくさんありますし、インターネット上で、プロの小説家ではない人が投稿したものが書籍化して人気になるといった流れがとても強くなっています。</p> <p>そういったものも、読書の対象としてお勧めしているのでしょうか。</p> <p>それとも、図書館においてあるような本に限定されるのでしょうか。</p> <p>その定義がはっきりしていないと、何となく形だけの計画になってしまいそうな印象を受けたので、発言させていただきました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。図書館が勧める本としては、単行本の形をした、一般的な本を想定しているため、一般の方が投稿して作るような本は対象外となります。但し、そういったものも読書の在り方の一つではあるので、うまく取り込みながら啓発活動をしていければと考えています。</p>
委員	<p>ありがとうございます。今後実のある活動となるように発言させていただきました。</p>
教育長	<p>図書館運営協議会の中でも、学校図書館司書の方から漫画や、そういった新しい形の書籍を図書室に置いて、読書の入り口として親しんでもらいたいといった意見が出ていましたね。</p> <p>今年は4回開催しましたが、例年は年に2回運営協議会を開いています。学校図書館司書や地域の方、図書ボランティアなどが集まって、図書館の運営等について会議をしています。この読書推進計画の作成にも関わっていただきました。</p> <p>ここで出てきた意見をどうやって取り入れるかも、今後の課題だと思います。</p>

委員	<p>とても良い計画ですが、計画の達成について、どのように評価するかというところが難しいと感じました。</p> <p>事務局としては、どのような方法を考えているのでしょうか。</p>
事務局	<p>資料の22～26ページにある各指標を用いてその成果を評価していこうと考えています。</p>
委員	<p>指標を用いれば、施策に対する評価はできると思いますが、読書をする人数の増減などのチェックはとても難しいと思います。これらについてはどのように行うのでしょうか。</p>
事務局	<p>それについては、図書館の利用者数などによって算出していこうと考えています。</p>
委員	<p>県の事業で「みんなに勧めたい一冊の本」というものがありますが、そこでも子供の読書数をチェックしていたと思います。そういうデータも活用すれば、読書数の伸びを測ることができるのではないのでしょうか。</p>
教育長	<p>この事業に関しては、目標値を資料23ページにも載せていますね。令和4年度の県知事賞・県教育長賞の受賞者の実績が1,319人、令和10年度の目標が1,400人となっています。</p>
事務局	<p>はい。他にも読書通帳というものがあるので、それらも活用しながら読書数を測っていこうと思います。</p>
委員	<p>子供たちの中には、図書館に対して「敷居が高い」というイメージが少なからずあると思いますが、一方で、本屋さんにそういうイメージを抱くことはあまりないと思います。</p> <p>本屋さんのように、テレビドラマや漫画の原作の紹介を試みたり、教科書に一部取り上げられるような本を宣伝したりと、図書館の敷居を下げるような工夫があると、本屋さんに行くようなイメージで図書館に出入りすることができ、もっと本に触れる機会が増えるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。図書館を身近に感じてもらえるような工夫として、いろいろなイベントを開催しています。</p> <p>例えば、夏休み期間中にスタンプラリーを開催し、週に1回来館することでスタンプを押し、集め終わったら菓子をプレゼントすることで、図書館に定期的に来てもらえるようにしています。</p>

委員	私のイメージとしては、本屋さんのようなポップアップを充実させたり、お勧めの本を平積みにしたというような、展示に関する工夫をしてみたかどうかということだったのですが、その辺りはいかがでしょうか。
事務局	ポップアップに関しては、今年度ポップアップコンテストを開催しました。利用者に好きな本を読んでポップアップを作成してもらい、それを展示して良いものを選んでもらうといったものです。 展示についてはそのような事業を実施しています。
委員	この計画の対象者の年齢の範囲は、どれくらいなのでしょう。
事務局	18歳までを対象としています。
委員	子どもの年齢が低いうちは、家庭で読み聞かせをしたり、保護者が子どもを図書館に連れて行ったりするので、本に触れる機会が比較的多く、読書を楽しみとしてとらえることが多いと思うのですが、中学生くらいになると、親と図書館に行くといった機械も減るでしょうし、スマートフォンを持ち始めるので、それですべてが事足りてしまい、わざわざ図書館に行く必要性が減ってきてしまいます。 そうすると、中学生以上が図書館を利用する機会は、調べ学習などに限定されていき、彼らがわざわざ図書館に来て、物語などの本を借りて読むといった流れは、今後弱くなっていくのではないかと思います。 スマートフォンは、世間的にあまり良く言われませんが、有用に使えば何でもできてしまう道具です。今後、そういった電子機器との共存についても視野に入れながら活動していかなければ、特に中学生以上の読書数を伸ばしていくのは難しいのではないかと感じています。
教育長	今いただいたご意見を今後の課題として、図書館運営協議会でも来年度から令和10年度までどのように計画を推進していくかについて、来年度に改めて協議していただければと思うのですが、いかがでしょうか。
事務局	おっしゃる通りだと思います。
委員	よろしくをお願いします。
教育長	他に質問がないようでしたら、議案第18号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。

教育長	<p>異議なしと認め、議案第18号については承認されました。</p> <p>次に、令和6年3月教育業務報告及び4月教育業務予定を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>○令和6年3月教育業務報告</p> <p>1日町議会予算特別委員会、3日霞ヶ浦清掃大作戦、4日町議会予算特別委員会採決、5日定例管理職会、7日表敬訪問、8日町議会本会議採決、SDGs推進本部会議、11日中学校卒業式、13日町教頭会、あみ未来塾、14日管内教育長会議、臨時教育委員会、臨時校長会、あみ未来塾閉塾式、15日小学校卒業式、町教務主任会、18日予科練運営協議会、19日町校長会、22日表敬訪問、教育委員会定例会、修了式、26日JA安全防止贈呈式、27日ライオンズクラブ奨学金授与式、28日高校生会活動報告、29日離任式・退職者辞令交付式、教職員辞令交付式</p> <p>○令和6年4月教育業務予定</p> <p>1日辞令交付式、人事発令通知書交付式、3日町校長会、5日町教育支援員研修会、第2回臨時委員会、8日始業式、町議会本会議採決、SDGs推進本部会議、9日小中学校就学式、县市町村教育長会議、12日町文化協会総会、26日教育委員会定例会</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、3月教育業務報告及び4月教育業務予定の説明がありました。ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(その他協議事項、連絡事項については下記のとおり)</p>
教育長	<p>他に質問がないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p>
<p>そ の 他 連 絡 事 項 等</p>	
事務局	<p>○令和5年度定期監査及び行政監査に係る報告</p> <p>○教育委員会事務局職員人事異動内示について</p> <p>○町立小中学校卒業式及び入学式の出席者分担について</p> <p>○4月教育委員会定例会</p> <p>令和6年4月26日(金)午後3時30分</p>
閉会	<p>午後4時45分</p>

議事録署名

令和 年 月 日

教 育 長 立原 秀一

委 員 中島 雅己